

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成29年11月10日（平成29年（行情）諮問第434号及び同第435号）

答申日：平成31年2月19日（平成30年度（行情）答申第414号及び同第415号）

事件名：特定有機登録認定機関に対する独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる調査に関する文書の一部開示決定に関する件  
特定有機登録認定機関が提出した登録認定機関登録の更新申請書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1の3に掲げる文書1ないし文書8（以下、併せて「本件対象文書」という。）の一部を不開示とし、別紙1の4に掲げる文書を保有していないとして不開示とした各決定については、文書3及び文書8につき、その一部を不開示としたことは結論において妥当であり、別紙1の4に掲げる文書を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分のうち、別紙4に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年5月16日付け29食産第348号及び同第349号により農林水産大臣（以下「農林水産大臣」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、次のとおりである（なお、各意見書の内容は省略する。）。

- (1) 農林水産省の担当官は「決定通知書に全てが書いてある」というが、自らの業務について説明しない態度には問題がある。まず、説明を果たすべきなのは自らである。また、農林水産省行政文書開示決定等審査基準というものは同省ウェブサイトには公開されているが、決定通知書には、そのことについては触れられていない。同審査基準が、仮に当該決定における過程において運用されているのであれば、この基準内にはいくつ

かの具体的な基準が説明しており、機密ではないことについては、常識的な範囲で、理解ができる程度に説明すべきである。

- (2) 農林水産省は「決定通知書に全てが書いてある」と主張しているが、開示決定の中の不開示決定については、ある部分については必要な理由の提示もなく、検討の基準に沿ったものであるのかも判断できない。よって、不当な決定及び理由である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

- (1) 原処分における開示決定の状況

##### ア 原処分1について（諮問第434号）

開示請求のあった行政文書は、別紙1の1に掲げる請求文書1である。

これに該当するものとして、文書1ないし文書3を特定した上で、以下（ア）ないし（ウ）の不開示部分を除き、開示した。

- (ア) 登録認定機関の定期的調査の結果について

A 登録認定機関等事業所調査表に記載されている「対応者役職氏名」及び「調査員（センター）」については、当該調査に対応した特定法人の対応者の役職、氏名及び当該調査を実施した独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「消費安全技術センター」という。）の職員の氏名が記載されており、これらは法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため、これらを不開示とした。

B 登録認定機関等事業所調査表に記載されている「調査事項」、「適・不適」、「是正事項（要求内容・処置内容・判断）」及び「調査チーム所見」については、認定事業者に対して特定法人が行った処置等の内容及びこれらの処置が登録基準に適合しているか否かの消費安全技術センターの評価結果並びに登録基準に対する不適合事項があった場合は、その内容、不適合事項に関する是正要求の内容、是正処置の内容及びそれに対する消費安全技術センターの評価結果が記載されている。

これらを公にすることにより、特定法人が不適切な業務を行っているのではないかとの憶測を呼び、特定法人の信用低下を招き、その事業活動に不利益を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの規定に該当することから、当該部分を不開示とした。

また、上記各部分には、消費安全技術センターが登録認定機関

に対して行う調査の手法及び判断基準又はそれを類推することができる内容が記載されており，当該部分を公にすることにより，消費安全技術センターが行う調査に当たり，被調査者である登録認定機関が不適合を隠ぺいしたり，隠ぺいしないまでもその発見を困難にしたりする可能性があり，独立行政法人たる消費安全技術センターが行う監査又は検査事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，適正な制度運営に影響を与えるおそれがあり，法5条6号イに該当することから，当該部分を不開示とした。

(イ) 調査報告書

A 登録認定機関等技術上の調査表に記載されている「対応者役職氏名」及び「調査員（センター）」については，当該調査に対応した特定法人の対応者の役職，氏名及び当該調査を実施した消費安全技術センターの職員の氏名が記載されており，当該部分は法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものであり，同号ただし書イに該当せず，また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示とした。

B 登録認定機関等技術上の調査表に記載されている「調査事項及び申請概要」，「適・不適」，「是正事項（要求内容・処置内容・判断）」及び「調査チーム所見」については，平成25年度に特定法人に対して実施した定期的調査結果に加えて，特定法人の体制が登録基準に適合しているか否かの消費安全技術センターの評価結果並びに登録基準に対する不適合事項があった場合はその内容，不適合事項に関する是正要求の内容，是正処置の内容及びそれに対する消費安全技術センターの評価が記載されている。

これらを公にすることにより，特定法人が不適切な業務を行っているのではないかとの憶測を呼び，特定法人の信用低下を招き，その事業活動に不利益を与え，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号イの規定に該当することから，当該部分を不開示とした。

また，上記各部分には，消費安全技術センターが登録認定機関に対して行う調査の手法及び判断基準又はそれを類推することができる内容が記載されており，当該部分を公にすることにより，消費安全技術センターが行う調査に当たり，被調査者である登録認定機関が不適合を隠ぺいしたり，隠ぺいしないまでもその発見を困難にしたりする可能性があり，独立行政法人たる消費安全技術センターが行う監査又は検査事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，適正な制度運営に影響を与えるおそれ

があり、法5条6号イに該当することから、当該部分を不開示とした。

C 審査員等の一覧表に記載されている「氏名」については、特定法人の審査員及び判定員の氏名が記載されており、当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示とした。

(ウ) 登録認定機関の臨時事業所調査の結果について

A 登録認定機関等臨時事業所調査表に記載されている「対応者役職氏名」及び「調査員（センター）」については、特定法人の対応者の役職氏名及び当該調査を実施した消費安全技術センターの職員の氏名が記載されており、当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示とした。

B 臨時事業所調査の目的及び範囲のうち範囲及び登録認定機関等臨時事業所調査表に記載されている「臨時事業所調査に至った経緯及び調査目的」、「調査事項」、「適・不適」、「是正事項（要求内容・処置内容・判断）」及び「調査チーム所見」については、認定事業者に対して特定法人が行った処置等の内容及びこれらの処置が登録基準に適合しているか否かの消費安全技術センターの評価結果並びに登録基準に対する不適合事項があった場合は、その内容、不適合事項に関する是正要求の内容、是正処置の内容及びそれに対する消費安全技術センターの評価結果が記載されている。

これらを公にすることにより、特定法人が不適切な業務を行っているのではないかとの憶測を呼び、特定法人の信用低下を招き、その事業活動に不利益を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当することから、当該部分を不開示とした。

また、上記各部分には、消費安全技術センターが登録認定機関に対して行う調査の手法及び判断基準又はそれを類推することができる内容が記載されており、当該部分を公にすることにより、消費安全技術センターが行う調査に当たり、被調査者である登録認定機関が不適合を隠ぺいしたり、隠ぺいしないまでもその発見を困難にしたりする可能性があり、独立行政法人たる消費安全技術センターが行う監査又は検査事務に関し、正確な

事実の把握を困難にし、適正な制度運営に影響を与えるおそれがあり、法5条6号イに該当することから、当該部分を不開示とした。

イ 原処分2について（諮問第435号）

開示請求のあった行政文書は、別紙1の1に掲げる請求文書2（以下、請求文書1と併せて「本件請求文書」という。）である。

これに該当するものとして、文書4ないし文書8を特定した上で、以下（ア）ないし（エ）の不開示部分を除き、開示した。

（ア）開示する行政文書に押印された特定法人の印影については、公にすることにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当することから、当該部分を不開示とした。

（イ）「登録認定機関登録の更新申請書」及び「登録認定機関の登録の更新申請書の添付書類の記載事項の変更届出書」に記載された個人事業者名、特定法人の役員（特定法人のウェブサイトにおいて公にされている者を除く。）、審査員、判定員、学識経験者等及び事務局員の氏名・略歴及び履歴書の個人の印影、写真及び記載事項（一部の本人希望記入欄、免許・資格、志望の動機、配偶者及び配偶者の扶養の義務部分を除く。）並びに特定法人の役員（特定法人のウェブサイトにおいて公にされている者に限る。）の履歴書の記載事項で氏名以外の部分については、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示とした。

（ウ）「認定の取消し報告書」に記載された、当該取消しに係る認定事業者の氏名、住所、認定番号、ほ場の所在地及び理由（取消し）の詳細については、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示とした。また、上記部分は公にすることにより、当該認定事業者の信用低下を招き、その事業活動に不利益を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当することから、不開示とした。

（エ）開示請求のあった行政文書のうち、認定報告書について、取得した事実もなく、保有していないので不開示とした。

（2）原処分を維持する理由（諮問第434号及び同第435号）

ア 上記（1）に記載のとおり、本件対象文書の一部は、法5条の不開示情報に該当する。

イ また、審査請求人は、各審査請求書において、「説明義務を果たすべきである」（上記第2の2（1））及び「開示決定の中の不開示については、ある部分については、必要な理由の提示もなく、検討の基準に沿ったものであるのかも判断できない」（上記第2の2（2））旨主張している。

行政文書の全部又は一部を開示しない旨の決定通知書に付記すべき理由については、開示請求者において、不開示とされた箇所が法5条各号の不開示情報のいずれかに該当するのかその根拠とともに了知し得るものでなければならず、当該行政文書及び不開示箇所を特定できる記載がなければ、その種類、性質等が分からず、通常、求められる理由の提示として十分とはいえないとされている（平成29年度（独情）答申第15号及び平成28年度（行情）答申第751号）。

処分庁は、原処分において、上記（1）に記載のとおり、行政文書及び不開示箇所を特定するとともに、当該箇所が法5条各号の不開示情報のいずれかに該当するかを理由とともに示していることから、本件対象文書の一部を開示しない旨の決定通知書に付記した理由については、開示請求者において、不開示とされた箇所が同条各号の不開示情報のいずれかに該当するのかその根拠とともに了知し得るものに該当する。

ウ なお、審査請求人は、上記第2の2（1）において「農林水産省の担当官は「決定通知書に全てが書いてある」というが、自らの業務について説明しない態度には問題がある。」と主張するが、処分庁は原処分から本件審査請求を受けるまでの間、数回の電話による審査請求人からの原処分に関する質問等に適切に対応している。

エ 以上の理由から、原処分については、維持することが適当である。

## 2 補充理由説明書

### （1）原処分1について（諮問第434号）

ア 登録認定機関の定期的調査の結果について（文書1）

（ア）開示することが相当とする部分について

「登録認定機関等事業所調査表」の「対応者役職氏名」欄には、当該調査を受けた特定法人の対応者の役職、氏名、当該役職における職務の状況及び当該対応者が調査のどの場面に対応したのかが分かる情報が記載されている。

理由説明書では、当該情報について「法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため、これらを不開示」としたが、再度検討した

結果，当該役職における職務の状況及び当該対応者が調査のどの場  
面に対応したのかが分かる情報については，法5条各号の不開示情  
報ではないことから，当該部分（別紙3の番号1及び2）を新たに  
開示する。

（イ）不開示とした部分に係る適用条項の追加について

A 「登録認定機関等事業所調査表」の「対応者役職氏名」欄には，  
当該調査を受けた特定法人の対応者の役職，氏名，当該役職にお  
ける職務の状況及び当該対応者が調査のどの場面に対応したのかが  
分かる情報が記載されている。

理由説明書では，当該情報について「法5条1号本文前段に規  
定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるもの  
であり，同号ただし書イに該当せず，また同号ただし書ロ及びハ  
のいずれにも該当しないため，これらを不開示」としたが，再度  
検討した結果，当該情報のうち法令の規定により公にすることが  
予定されている情報及び慣行として公にされている情報が含まれ  
ているものの，どの対応者がどの調査に対応したかを公にすること  
により，特定法人の認定業務の適合性に疑いを持つ者が当該調  
査に適切に対応していたかどうかを当該対応者に対して執拗に確  
認するおそれがあることから，法5条2号イに該当する情報とし  
て不開示理由を追加する。

B 「登録認定機関等事業所調査表」の「調査員（センター）」欄  
には，当該調査を実施した消費安全技術センター職員の氏名が記  
載されている。

理由説明書では，当該情報について「法5条1号本文前段に規  
定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるもの  
であり，同号ただし書イに該当せず，また同号ただし書ロ及びハ  
のいずれにも該当しないため，これらを不開示」としたが，再度  
検討した結果，当該情報のうち慣行として公にされている情報が  
含まれているものの，どの職員がどの調査を担当したかを公にす  
ることにより，消費安全技術センターの調査業務の適切性に疑い  
を持つ者が当該調査を適切に実施していたかどうかを当該職員に  
対して執拗に確認するおそれがあることから，法5条6号柱書き  
に該当する情報として不開示理由を追加する。

（ウ）「サンプリング状況」欄について

「登録認定機関等事業所調査表」の「サンプリング状況」欄には，  
特定法人が認定に関する業務を適切に行っていることを確認するた  
めに抽出調査を行った対象の認定事業者名，それぞれの認定事業者  
名の後ろに当該調査の時点で新規に認定を受けた認定事業者である

ことを示す情報，新規認定後に改めて登録認定機関から調査された認定事業者であることを示す情報，前回の調査から当該調査までの間に消費安全技術センターが立ち会った上で特定法人が調査を行った認定事業者であることを示す情報，前回の調査から当該調査までの間に登録認定機関が臨時に調査を行った認定事業者であることを示す情報及び前回の調査から当該調査までの間に廃止した認定事業者であることを示す情報を記載することとなっている。

理由説明書では，当該情報について「調査事項」欄に含む情報としていたが，再度検討した結果，当該情報は「調査事項」欄とは別の情報であることから，不開示理由について次のとおり説明する。

当該部分を公にすることにより，抽出調査をした認定事業者が取り扱う有機農産物等が不適切な方法で取り扱われているのではないかとの憶測を呼び，当該認定事業者の信用低下を招き，その事業活動に不利益を与え，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに該当する情報として不開示とした。

また，消費安全技術センターが調査を行うに当たり，被調査者である登録認定機関が不適合な隠ぺいをしたり，隠ぺいしないまでもその発見を困難にしたりする可能性があり，独立行政法人たる消費安全技術センターが行う監査又は検査事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，適正な制度運営に影響を与えるおそれがあることから，法5条6号イに該当する情報として不開示とした。

#### イ 調査報告書（文書2）

不開示とした部分に係る適用条項の追加について

「登録認定機関等技術上の調査表」の「調査員（センター）」欄には，当該調査を実施した消費安全技術センター職員の氏名が記載されている。

理由説明書では，当該情報について「法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものであり，同号ただし書イに該当せず，また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示」としたが，再度検討した結果，当該情報は慣行として公にされている情報であるものの，どの職員がどの調査を担当したかを公にすることにより，消費安全技術センターの調査業務の適切性に疑いを持つ者が当該調査を適切に実施していたかどうかを当該職員に対して執拗に確認するおそれがあることから，法5条6号柱書きに該当する情報として不開示とした。

#### ウ 登録認定機関の臨時事業所調査の結果について（文書3）

（ア）開示することが相当とする部分について

「登録認定機関等臨時事業所調査表」の「対応者役職氏名」欄に

は、当該調査を受けた特定法人の対応者の役職、氏名及び当該対応者が調査のどの場面に対応したのかが分かる情報が記載されている。

理由説明書では、当該情報について「法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示」としたが、再度検討した結果、調査のどの場面に対応したのかが分かる情報については、法5条各号の不開示情報ではないことから、当該部分を新たに開示する。

(イ) 不開示とした部分に係る適用条項の追加について

A 「登録認定機関等臨時事業所調査表」の「対応者役職氏名」欄には、当該調査を受けた特定法人の対応者の役職、氏名及び当該対応者が調査のどの場面に対応したのかが分かる情報が記載されている。

理由説明書では、当該情報について「法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため、これらを不開示」としたが、再度検討した結果、当該情報のうち法令の規定により公にすることが予定されている情報及び慣行として公にされている情報が含まれているものの、どの対応者がどの調査に対応したかを公にすることにより、特定法人の認定業務の適合性に疑いを持つ者が当該調査に適切に対応していたかどうかを当該対応者に対して執拗に確認するおそれがあることから、法5条2号イに該当する情報として不開示理由を追加する。

B 「登録認定機関等臨時事業所調査表」の「調査員（センター）」欄には、当該調査を実施した消費安全技術センター職員の氏名が記載されている。

理由説明書では、当該情報について「法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示」としたが、再度検討した結果、当該部分は慣行として公にされている情報であることから不開示理由を次のとおり追加する。

当該部分については、どの職員がどの調査を担当したかを公にすることにより、消費安全技術センターの調査業務の適切性に疑いを持つ者が当該調査を適切に実施していたかどうかを当該職員に対して執拗に確認するおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当する情報として不開示とした。

(ウ) 「サンプリング状況」欄について

「登録認定機関等臨時事業者調査表」の「サンプリング状況」欄には、特定法人が認定に関する業務を適切に行っていることを確認するために抽出調査を行った対象の認定事業者名、それぞれの認定事業者名の後ろに当該調査の時点で新規に認定を受けた認定事業者であることを示す情報、新規認定後に改めて登録認定機関から調査された認定事業者であることを示す情報、前回の調査から当該調査までの間に消費安全技術センターが立ち会った上で特定法人が調査を行った認定事業者であることを示す情報、前回の調査から当該調査までの間に登録認定機関が臨時に調査を行った認定事業者であることを示す情報及び前回の調査から当該調査までの間に廃止した認定事業者であることを示す情報を記載することとなっている。

理由説明書では、当該情報について「調査事項」欄に含む情報としていたが、再度検討した結果、当該情報は「調査事項」欄とは別の情報であると判断したことから不開示理由について次のとおり説明する。

当該部分を公にすることにより、抽出調査をした認定事業者が取り扱う有機農産物等が不適切な方法で取り扱われているのではないかとの憶測を呼び、当該認定事業者の信用低下を招き、その事業活動に不利益を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する情報として不開示とした。

また、消費安全技術センターが行う調査に当たり、被調査者である登録認定機関が不適合を隠ぺいをしたり、隠ぺいしないまでもその発見を困難にしたりする可能性があり、独立行政法人たる消費安全技術センターが行う監査又は検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、適正な制度運営に影響を与えるおそれがあることから、法5条6号イに該当する情報として不開示とした。

(2) 原処分2について（諮問第435号）

ア 登録認定機関登録の更新申請書（文書4）

(ア) 開示することが相当とする部分について

「審査員・判定員・事務局員 任命にあたっての記録」の「事業者名：」右側記載事項には、特定法人が認定事項を確認した認定事業者名が記載されている。

理由説明書では、当該情報のうち、個人の氏名が記載されている情報について、「個人事業者名」に含む情報として、「法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示」としたが、再度検討

した結果、当該情報は法令の規定により公にされている情報であることから、当該部分（別紙3の番号3）を新たに開示する。

(イ) 法5条1号該当性について

A 「受付票 及び 審査業務委託書」の「受付担当者：」右側記載事項には、書類を受け付けた事務局員の氏名が記載されている。

理由説明書では、当該情報について「事務局員の氏名」に含む情報としていたが、再度検討した結果、一部不開示とした文書では当該情報が「事務局員の氏名」に含まれる情報かどうかは不明であることから、不開示理由について次のとおり説明する。

当該情報については、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示とした。

B 「役員について」の「略歴」欄には、役員の略歴が記載されている。

理由説明書では、当該情報について「特定法人の役員（特定法人のウェブサイトにおいて公にされている者に限る。）の履歴書の記載事項で氏名以外の部分」に含む情報としていたが、再度検討した結果、当該情報は履歴書の記載事項とは別の情報であることから、不開示理由について次のとおり説明する。

当該情報については、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示とした。

イ 登録認定機関の登録の更新申請書の添付書類の記載事項の変更届出書（文書5）

(ア) 開示することが相当とする部分について

A 「研修等の履歴」及び「審査員・判定員・事務局員 任命にあたっての記録」の「事業者名：」右側記載事項並びに「審査員・判定員・事務局員 任命にあたっての記録」の「議事録作成：」右側記載事項には、特定法人が認定事項を確認した認定事業者名が記載されている。

理由説明書では、「議事録作成：」右側記載事項の情報のうち個人の氏名が記載されている情報について、「個人事業者名」に含む情報としたが、再度検討した結果、一部不開示とした文書では当該情報が「個人事業者名」に含まれる情報かどうかは不明で

あると判断した。

理由説明書では、「議事録作成：」右側記載事項及び「事業者名：」右側記載事項の不開示情報について、「法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示」としたが、再度検討した結果、当該情報は法令の規定により公にされている情報であることから、当該部分（別紙3の番号4及び7ないし9）を新たに開示する。

B 役員の変更に係る「登録認定機関の登録の更新申請書の添付書類の記載事項の変更届出書」の「氏名」欄には、役員の氏名が記載されている。

理由説明書では、当該情報のうち、理事及び監事の氏名について、「法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示」としたが、再度検討した結果、当該情報は法令の規定により公にすることが予定されている情報及び慣行として公にされている情報であることから、当該部分（別紙3の番号5、6及び10ないし13）を新たに開示する。

(イ) 不開示とした部分に係る適用条項の変更について

審査員等の変更に係る「登録認定機関の登録の更新申請書の添付書類の記載事項の変更届出書」の「法律顧問」右側記載事項には、特定法人の法律顧問であった弁護士の氏名が記載されている。

理由説明書では、当該情報について「審査員、判定員、学識経験者等及び事務局員の氏名」に含む情報としていたが、再度検討した結果、当該情報は「審査員、判定員、学識経験者等及び事務局員の氏名」とは別の情報であると判断した。

当該情報については、「法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示」としていたが、再度検討した結果、当該情報は事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報に該当しないと判断したことから、不開示理由を次のとおり変更する。

当該情報を公にすることにより、不利益処分を受けたにもかかわらず当該処分について不当であると判断した認定事業者が当該処分の法的解釈等を当該弁護士に対して執拗に確認するおそれがあるこ

とから、法5条2号イに該当する情報として不開示とした。

(ウ) 法5条1号該当性について

A 審査員等の変更に係る「登録認定機関の登録の更新申請書の添付書類の記載事項の変更届出書」に添付されている「略歴・研修履歴」欄には、審査員及び学識経験者等の住所が記載されている。

また、役員の変更に係る「登録認定機関の登録の更新申請書の添付書類の記載事項の変更届出書」に添付されている「履歴書」下部には、FAX番号及びFAX送信者名が印字されている。

理由説明書では、当該情報について「役員（特定法人のウェブサイトにおいて公にされている者を除く。）、審査員、判定員、学識経験者等及び事務局員の氏名・略歴及び履歴書の個人の印影、写真及び記載事項（一部の本人希望記入欄、免許・資格、志望の動機、配偶者及び配偶者の扶養の義務部分を除く。）」に含む情報としていたが、再度検討した結果、一部不開示とした文書では、当該情報が「役員（特定法人のウェブサイトにおいて公にされている者を除く。）、審査員、判定員、学識経験者等及び事務局員の氏名・略歴及び履歴書の個人の印影、写真及び記載事項（一部の本人希望記入欄、免許・資格、志望の動機、配偶者及び配偶者の扶養の義務部分を除く。）」に含まれる情報かどうかは不明であることから、不開示理由を次のとおり説明する。

これらの情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示とした。

B 「審査員・判定員・事務局員 任命にあたっての記録」の「確認者：」右側記載事項には、研修事項の確認を行った事務局員の氏名が記載されている。

理由説明書では、当該情報について「事務局員の氏名」に含む情報としたが、再度検討した結果、一部不開示とした文書では、当該情報が「事務局員の氏名」に含まれる情報かどうかは不明であることから、不開示理由について次のとおり説明する。

当該情報については、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、同号ただし書イに該当せず、また同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないため不開示とした。

ウ 認定の取消し報告書（文書8）

法5条2号イ該当性について、当該文書の鑑にある「5 当該取消しの理由」欄には、当該事業者が取消し処分を受けた理由が記載され

ている。

理由説明書では、当該情報について「理由（取消し）の詳細」に含む情報としていたが、再度検討した結果、当該情報は「理由（取消し）の詳細」の根拠となる情報であることから、不開示理由を次のとおり説明する。

当該情報を公にすることにより、当該認定事業者が生産する有機農産物等が不適切な方法で生産されているのではないかとの憶測を呼び、当該認定事業者に対する信用低下を招き、その事業活動に不利益を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する情報として不開示とした。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |   |             |                                  |
|---|-------------|----------------------------------|
| ① | 平成29年11月10日 | 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第434号及び同第435号）  |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                |
| ③ | 同月30日       | 審議（同上）                           |
| ④ | 同年12月11日    | 審査請求人から意見書1を收受（同上）               |
| ⑤ | 平成30年12月13日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上）                |
| ⑥ | 平成31年1月9日   | 諮問庁から補充理由説明書を收受（同上）              |
| ⑦ | 同月10日       | 審議（同上）                           |
| ⑧ | 同月23日       | 審査請求人から意見書2を收受（同上）               |
| ⑨ | 同月31日       | 審議（同上）                           |
| ⑩ | 同年2月15日     | 平成29年（行情）諮問第434号及び同第435号の併合並びに審議 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙1の3に掲げる文書1ないし文書3を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とする決定（原処分1）並びに別紙1の3に掲げる文書4ないし文書8を特定し、その一部を同条1号及び2号イに該当するとして不開示とし、別紙1の4に掲げる文書を保有していないとして不開示とする決定（原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、補充理由説明書（上記第3の2）において、別紙3に掲げる部分を

新たに開示することが相当であるとしているが、その余の部分については、不開示理由に法5条2号イ及び6号柱書きを追加（同（1）ア（イ）、イ及びウ（イ））するとともに、不開示理由を同条2号イに変更（同（2）イ（イ））した上で、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（文書3及び文書8の不開示部分を除く。以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性、文書3及び文書8につき、その存否を明らかにすることにより同条各号の不開示情報を開示することとなるとして、本来、法8条の規定により、その存否を明らかにしないでこれを拒否（存否応答拒否）すべきであったか並びに別紙1の4に掲げる文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

### （1）法5条1号及び2号イ該当性について

ア 別紙2の番号1及び6に掲げる部分には、特定法人に対する消費安全技術センターによる定期的調査又は登録認定機関の登録の更新申請に係る調査（以下、併せて「定期的調査等」という。）の対応に当たった特定法人の役員又は職員の役職及び氏名が記載されていることが認められる。

### イ 特定法人の役員でない職員の役職及び氏名について

（ア）当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そして、当該部分の同号ただし書該当性について検討すると、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当し、法6条2項による部分開示の余地はない。

（イ）したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### ウ 特定法人の役員の役職及び氏名について

（ア）当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

（イ）そして、当該部分の法5条1号ただし書該当性について検討すると、諮問庁は、補充理由説明書（上記第3の2（2）イ（ア）B）において、文書5の不開示部分のうち、特定法人の役員の氏名については、法令の規定により公にすることが予定されている情報及び慣行として公にされている情報であることから、新たに開示すると

している。この点について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分に記載された特定法人の役員の氏名等の公表状況を確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

A 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）による改正前の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）29条において、特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、前事業年度の事業報告書及び年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名等を記載した名簿をいう。）等（以下「事業報告書等」という。）を所轄庁に提出しなければならない旨規定され、同法30条では、所轄庁は事業報告書等（過去3年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない旨規定されている。

B 上記Aの規定を踏まえ、特定法人を監督する所轄庁に問い合わせたところ、本件開示請求時点において、当該部分に記載された特定法人の役員の氏名等については、所轄庁のウェブサイト等により公表されていることを確認した。

(ウ) そうすると、特定法人の役員の氏名等については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、法5条1号ただし書イに該当するものと認められる。

(エ) また、諮問庁は、特定法人の役員の氏名等について、補充理由説明書（上記第3の2（1）ア（イ）A）において、「法令の規定により公にすることが予定されている情報及び慣行として公にされている情報が含まれているものの、どの対応者がどの調査に対応したかを公にすることにより、特定法人の認定業務の適合性に疑いを持つ者が当該調査に適切に対応していたかどうかを当該対応者に対して執拗に確認するおそれがある」とし、法5条2号イにも該当する旨主張するが、既に開示されている部分（文書1のうち、登録認定機関等事業所調査表の「調査日時」欄。）に記載された定期的調査の実施日と役員名簿とを照合することにより、当時の役員が誰であるかは明らかであり、当該役員に対して定期的調査に関する問合せが可能であることから、これを公にしても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(オ) したがって、別紙2の番号1に掲げる部分のうち、別紙4の番号1ないし4に掲げる部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 法5条1号該当性について

ア 別紙2の番号10, 12, 14, 16, 18, 21, 25, 26,

35, 36, 38, 39, 41, 42, 44, 45, 47ないし49, 51ないし54, 59, 60, 62, 64, 65, 67ないし70, 72ないし74, 81, 83ないし85, 87, 88, 90ないし94, 96, 97, 101及び102に掲げる部分

(ア) 当該部分には、特定法人の審査員、判定員、学識経験者等及び事務局員等の職員並びに受付担当者及び確認者の氏名又は氏が記載されていることが認められる。これらの情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) そして、当該部分の法5条1号ただし書該当性について検討すると、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当し、法6条2項による部分開示の余地はない。

(ウ) したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙2の番号13, 15, 17, 22, 50, 63, 66, 71, 82, 86, 89及び95に掲げる部分

(ア) 当該部分には、特定法人の審査員、判定員、学識経験者等及び事務局員等の職員の学歴及び職歴等が記載されていることが認められる。これらの情報は、氏名と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

(イ) そして、当該部分の法5条1号ただし書該当性について検討すると、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当し、法6条2項による部分開示の余地はない。

(ウ) したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙2の番号19に掲げる部分

(ア) 当該部分には、特定法人の役員の学歴及び職歴等が記載されていることが認められる。これらの情報は、氏名と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

(イ) そして、当該部分の法5条1号ただし書該当性について検討する

と、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当し、法6条2項による部分開示の余地はない。

(ウ)したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### エ 別紙2の番号23に掲げる部分

(ア)当該部分には、個人の印影が押印されており、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ)個人の印影については、これが押された文書の真正を示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報として意味を有しているというべきであり、当該部分に係る一部の氏名が明らかにされているからといって、当該印影を公表する慣行があるとは認められず、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当し、法6条2項による部分開示の余地はない。

(ウ)したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### オ 別紙2の番号24、40、55及び57に掲げる部分

(ア)当該部分には、特定法人の役員の履歴書に記載された生年月日、住所及び電話番号等並びに学歴及び職歴等が記載されていることが認められる。これらの情報は、氏名と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

(イ)そして、当該部分の法5条1号ただし書該当性について検討すると、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当し、法6条2項による部分開示の余地はない。

(ウ)したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### カ 別紙2の番号27に掲げる部分

(ア)当該部分には、特定法人の審査員及び学識経験者等の個人の住所が記載されていることが認められる。これらの情報は、氏名と一体

として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ)そして、当該部分の法5条1号ただし書該当性について検討すると、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当し、法6条2項による部分開示の余地はない。

(ウ)したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

キ 別紙2の番号28ないし34、37、43、46及び58に掲げる部分

(ア)当該部分には、特定法人の審査員及び判定員の履歴書に記載された氏名、生年月日、住所及び電話番号等並びに学歴及び職歴等が記載されていることが認められる。これらの情報は、氏名と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

(イ)そして、当該部分の法5条1号ただし書該当性について検討すると、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当し、法6条2項による部分開示の余地はない。

(ウ)したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ク 別紙2の番号56に掲げる部分

(ア)当該部分には、特定法人に対し、FAXにより履歴書を送信した者の氏名及びFAX番号が記載されていることが認められる。これらの情報は、一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ)当該部分に記載されている情報については、原処分2において開示されている当該履歴書の「氏名(ふりがな)」欄に記載された氏名の者とは別人のものであり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当し、法6条2項による部分開示の余地はない。

(ウ) したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ケ 別紙2の番号75ないし80及び98ないし100に掲げる部分

(ア) 当該部分には、特定法人の役員の履歴書に記載された氏名、生年月日、住所及び電話番号等並びに学歴及び職歴等が記載されていることが認められる。これらの情報は、氏名と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

(イ) そして、当該部分の法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分のうち、特定法人の役員の氏名については、諮問庁が公表慣行があることから開示するとしているもの（上記第3の2(2)イ(ア)B)と同一のものであるが、原処分において当該履歴書の一部が開示されていることから、当該個人名を開示すると、当該個人の履歴を開示するのと同様の結果となるため、これを開示することができない。

(ウ) さらに、当該部分のうち、特定法人の役員の氏名を除いた部分については、上記オと同様の理由により、法5条1号に該当すると認められる。

(エ) したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条2号該当性について

ア 別紙2の番号3ないし5に掲げる部分

(ア) 当該部分は、登録認定機関である特定法人に対し、消費安全技術センターが実施した定期的調査の結果が記載されている「登録認定機関等事業所調査表」の「調査事項」及びそれに対する「適・不適」、「是正事項（要求内容・処置内容・判断）」及びそれに対する「適・不適」、「サンプリング状況」並びに「調査チーム所見」の各欄の開示部分であり、認定事業者に対して特定法人が行った処置等の内容及びこれらの処置が登録基準に適合しているか否かの消費安全技術センターの評価結果並びに登録基準に対する不適合事項があった場合は、その内容、不適合事項に関する是正要求の内容、是正処置の内容及びそれに対する消費安全技術センターの評価結果を記載する部分であることが認められる。

(イ) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、登録認定機関等事業所調査表の記載事項等について確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

A 登録認定機関等事業所調査表には、消費安全技術センターが農林水産省の意向を踏まえて定めた「登録認定機関及び登録外国

認定機関の定期的調査細則」（平成18年4月3日付け18本消技第27号。以下「定期的調査細則」という。）に基づき、消費安全技術センターが実施した定期的調査の評価結果等が記載されており、登録基準に対する不適合事項があった場合は、その内容、不適合事項に関する是正要求の内容及び是正処置の内容等が記載されることとなる。

B 上記Aの不適合事項が重大な不適合事項であった場合は、消費安全技術センターは、速やかに農林水産省に報告することとなっている。この場合、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成29年法律第70号）による改正前の農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「旧JAS法」という。）の規定に基づき、登録認定機関に対し、農林水産大臣が適合命令、改善命令又は業務停止等の行政処分を行うことがあり、その結果は、改正前の農林物資の規格化等に関する法律に基づく不利益処分に係る処分基準及び公表の指針（平成27年4月1日付け農林水産省。現・日本農林規格等に関する法律に基づく不利益処分に係る処分基準（平成30年4月1日付け農林水産省）。以下「処分基準等」という。）の定めるところにより、農林水産省のウェブサイトで公表することとしていることから、事業者や消費者はその内容を知ることによって登録認定機関の選択等の参考とすることが可能である。

C また、上記Bの重大な不適合事項に該当しない軽微な不適合事項である場合は、消費安全技術センターが登録認定機関に対し是正要求を行い、その結果を農林水産省に報告することとなっている。このような軽微な不適合事項とは、必ずしも細部において登録基準に適合しているとはいえないものの容易に是正可能な事項であり、消費安全技術センターが、当該登録認定機関に対して是正要求を行い、適正に是正され登録基準を満たしていることが確認されれば、適合とみなされるものである。このため、上記Bのような重大な不適合事項ではない限りにおいては、仮に軽微な不適合事項が確認された登録認定機関であっても登録基準に適合した状態を維持しているものといえる。

(ウ) そこで検討するに、当該部分を開示すると、登録認定機関たる特定法人について、軽微な不適合事項（既に是正されたものを含む。）があったにすぎない場合にも当該事実等を公にすることになり、特定法人が登録基準に適合していないかのような誤解を事業者や消費者に与えるなど、特定法人の競争上の地位その他正当な利益

が害されるおそれがあると認められる。

(エ)したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 別紙2の番号8及び9に掲げる部分

(ア)当該部分は、登録認定機関である特定法人に対し、消費安全技術センターが実施した登録認定機関の登録の更新申請に係る調査の結果が記載されている「登録認定機関等技術上の調査表(更新)」の「調査事項及び申請概要」及びそれに対する「適・不適」、「是正事項(要求内容・処置内容・判断)」及びそれに対する「適・不適」並びに「調査チーム所見」の各欄の不開示部分であり、平成25年度に特定法人に対して消費安全技術センターが実施した定期的調査結果に加えて、特定法人の体制が登録基準に適合しているか否かの消費安全技術センターの評価結果並びに登録基準に対する不適合事項があった場合は、その内容、是正要求の内容及びそれに対する消費安全技術センターの評価結果を記載する部分であることが認められる。

(イ)当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、登録認定機関等技術上の調査表(更新)の記載事項等について確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

A 登録認定機関等技術上の調査表(更新)には、消費安全技術センターが農林水産省の意向を踏まえて定めた「登録認定機関及び登録外国認定機関の技術上の調査細則」(平成17年9月1日付け17本消技第763号)に基づき、消費安全技術センターが実施した登録認定機関の登録の更新申請に係る調査の評価結果等が記載されており、登録基準に対する不適合事項があった場合は、その内容、不適合事項に関する是正要求の内容及び是正処置の内容等が記載されることとなる。

B 上記Aの不適合事項を是正し、登録基準を満たしていることが確認され、適合とみなされる場合は、消費安全技術センターは、その旨を農林水産大臣に報告することとなっている。

C 一方、上記Aの不適合事項が是正されず、登録基準に適合しないと認められる場合も、消費安全技術センターは、その旨を農林水産大臣に報告することとなっている。この場合、農林水産省は、不適合事項を是正しない登録認定機関に対して是正指導(行政手続法に定める行政指導。以下同じ。)を行い、それでも是正されない場合は、旧JAS法の規定に基づき、当該登録認定機関に対し、農林水産大臣が適合命令を行い、当該命令に従わない場合は、登録認定機関の登録を取り消すとともに、登録の更新申請に係る

審査を中止することとしているところ、農林水産大臣による適合命令及び登録の取消しについては、上記ア（イ）Ｂと同様、農林水産省のウェブサイトで公表することとしていることから、事業者や消費者はその内容を知ることによって登録認定機関の選択等の参考とすることが可能である。

（ウ）そこで検討するに、当該部分を開示すると、登録認定機関たる特定法人について、登録基準に対する不適合事項があった場合、当該不適合事項を是正した場合にも当該事実等を公にすることになり、特定法人が登録基準に適合していないかのような誤解を事業者や消費者に与えるなど、特定法人の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められる。

（エ）したがって、当該部分は、法５条２号イに該当し、同条６号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 別紙２の番号１１，２０，１０３及び１０４に掲げる部分

（ア）当該部分には、特定法人の印影が押印されており、これは特定法人名を表象したものであると認められるところ、特定法人の印影は、これが押された文書の記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、これにふさわしい形状のものであって、特定法人において、これを公にしていることをうかがわせる事情も存しない。

そうすると、これを公にした場合、偽造等により悪用されるなど、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

（イ）したがって、当該部分は、法５条２号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 別紙２の番号６１に掲げる部分

（ア）当該部分には、特定法人の法律顧問であった弁護士の氏名が記載されていることが認められる。当該部分について、諮問庁は、補充理由説明書（上記第３の２（２）イ（イ））において、法５条２号イに該当する旨説明する。

（イ）そこで、当該部分の法５条２号イ該当性について検討すると、当該弁護士が特定法人の法律顧問であったという情報は、事業を営む当該弁護士個人の当該事業に関する情報であり、これを公にすると、当該弁護士が過去に特定法人と契約関係にあったものの、これが解消されたこと等が明らかとなり、当該弁護士の取引関係、顧客確保の面において、同業他者との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

（ウ）したがって、当該部分は、法５条２号イに該当し、不開示とする

ことが妥当である。

(4) 法5条6号該当性について

ア 別紙2の番号2及び7に掲げる部分には、特定法人に対する定期的調査等の調査員である消費安全技術センターの職員の氏名が記載されていることが認められる。当該部分について、諮問庁は、補充理由説明書(上記第3の2(1)ア(イ)B及びイ)において、法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

イ そこで、当該部分の法5条6号該当性について検討すると、消費安全技術センターが実施する定期的調査等において不適合事項が認められた場合、所要の手順を経た上で、農林水産大臣による行政処分を行うことがある旨の下記3(1)イの諮問庁の説明を踏まえれば、当該部分は、これを公にすると、消費安全技術センターの調査業務の適切性に疑いを持つ者が定期的調査等を適切に実施していたかどうかを当該職員に対して執拗に確認するなどして、消費安全技術センターが実施する定期的調査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 文書3及び文書8を存否応答拒否とすべきであったかについて

(1) 文書3について

ア 文書3は、登録認定機関である特定法人に対し、消費安全技術センターが実施した定期的調査に係る臨時事業所調査(以下「臨時事業所調査」という。)の結果に関する文書であり、臨時事業所調査に至った経緯及び調査目的並びに調査事項及び是正事項等の内容が具体的に記載されていることが認められる。

そうすると、文書3の存否を答えることは、当該文書の内容から、特定法人に対し、消費安全技術センターによる臨時事業所調査が行われたという事実の有無(以下「本件存否情報1」という。)を明らかにすることとなるものと認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、消費安全技術センターによる臨時事業所調査について確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 臨時事業所調査は、定期的調査結果又は他の調査結果の是正状況の確認若しくは消費安全技術センターが入手した情報から認定業務の実施体制が適正に維持されていることの確認の必要があると消費安全技術センターが判断した場合に実施されるものである。

(イ) 臨時事業所調査において、認定業務に不適合事項が認められた場合には、是正処置の要求が行われる。

- (ウ) 消費安全技術センターは、登録認定機関への是正要求の後60日を経過しても是正報告が提出されない又は適正に是正されていないと判断されたときは、臨時事業所調査を完結し、当該登録認定機関の不適合事項について農林水産省に報告することとされている。
- (エ) 農林水産省は、消費安全技術センターから上記報告を受けた場合、旧JAS法20条1項の規定に基づき、当該登録認定機関に対して立入検査等を行うこととなる。
- (オ) 上記(エ)の結果、農林水産大臣が当該登録認定機関に対して行った是正指導の内容が、当該登録認定機関の違反行為が役職員の過失によるものであることが明らかであり、行為自体の悪質性が低く、登録認定業務その他の業務に影響を及ぼさない程度のものである場合であって、適切な改善が図られているとき又は図られることが確実なときなどを除き、処分基準等に定める不利益処分に係る処分基準に該当する場合には、農林水産大臣は当該登録認定機関に対して行政処分を行う。
- ウ そこで、当審査会において、諮問庁から提示を受けた定期的調査細則、旧JAS法及び処分基準等の内容を確認したところ、上記イの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。
- エ また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、消費安全技術センターによる臨時事業所調査の公表の有無について確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。
- (ア) 消費安全技術センターにおいては、臨時事業所調査の実施や是正処置の要求等に係る事実は公表されていない。
- (イ) 農林水産省においては、処分基準等に定める公表の指針に基づき行政処分の内容を公表しているところ、消費安全技術センターによる臨時事業所調査が行われたことをもって、その事実を公表した事実はない。
- オ 処分基準等の内容は、上記エ(イ)のとおりであるから、旧JAS法の規定に基づく不利益処分ではない消費安全技術センターによる臨時事業所調査の実施等に係る事実を公表した事実はない旨の諮問庁の上記エの説明は首肯できる。
- カ さらに、当審査会事務局職員をして、農林水産省及び消費安全技術センターのウェブサイトを確認させたところ、同省のウェブサイトにおいて、旧JAS法17条の5第2項の規定に違反し、処分基準等に定める不利益処分に係る処分基準に該当する登録認定機関に関して、農林水産大臣が旧JAS法17条の11の規定に基づく認定に関する業務の改善及び旧JAS法17条の12第2項1号の規定に基づく認定に関する業務(取次業務を除く。)の停止を命じた行政処分の内容

がプレスリリースにより公表されている事実は確認できたが、消費安全技術センターが臨時事業所調査を実施したことをもって、その事実が公表されている事実は認められなかった。

キ 以上を踏まえて検討するに、登録認定機関が消費安全技術センターによる臨時事業所調査を受けた結果、不適合事項が確認され、消費安全技術センターから当該登録認定機関への是正要求の後60日を経過しても是正報告が提出されない又は適正に是正されていないと判断されたときは、臨時事業所調査を完結し、当該登録認定機関の不適合事項について農林水産省に報告され、同省において立入検査等を行うこととなるが、当該登録認定機関が処分基準等に定める不利益処分に係る処分基準に該当せず、行政処分の対象とはならないこともあるのであり、本件存否情報1を公にした場合、特定法人に対して消費安全技術センターが行った臨時事業所調査に係る具体的な情報の有無が明らかとなることにより、特定法人の業務実施能力等に対して疑いが生じ、特定法人が旧JAS法に違反する不適切な業務を行っているのではないかとの憶測を呼び、いわゆる風評被害が発生するなど、特定法人の社会的信用を低下させ、既に特定法人から認定事業者の認定を受けている事業者が特定法人の認定を受けることをやめ、特定法人以外の登録認定機関の認定を受け直したり、その他の業務に支障が出るなど、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件存否情報1は、法5条2号イの不開示情報に該当する。

## (2) 文書8について

ア 文書8は、登録認定機関である特定法人から認定事業者の認定を受けていた特定事業者の当該認定の取消しに関する文書であり、特定事業者が特定法人から当該認定の取消しを受けた理由の詳細等が具体的に記載されていることが認められる。

そうすると、文書8の存否を答えることは、当該文書の内容から、特定法人から認定事業者の認定を受けていた特定事業者の当該認定が取り消されたという事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）を明らかにすることとなるものと認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、登録認定機関による認定事業者の認定の取消し等について確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

(ア) 認定事業者の認定の取消しについては、農林物資の規格化等に関する法律施行規則（平成29年農林水産省令第50号）による改正前の農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号。以下「旧JAS法施行規則」という。）46条1項3

号に定めるいずれかの条件に該当した場合に行われ、旧 J A S 法施行規則 4 7 条 4 項の規定に基づき、当該取消しを受けた事業者を認定していた登録認定機関から農林水産大臣に対して報告されるものである。

(イ) なお、認定事業者である事業者が自らの意思で格付に関する業務を廃止する場合については、当該事業者は、当該業務の認定を受けている登録認定機関に対して、当該業務の廃止に係る届出を行い、当該届出を受けた登録認定機関においては、旧 J A S 法施行規則 4 7 条 3 項の規定に基づき、農林水産大臣に対して当該業務の廃止の報告をすることとされている。

ウ 当審査会において、諮問庁から旧 J A S 法施行規則の提示を受けて確認したところ、旧 J A S 法施行規則 4 6 条 1 項 4 号ニの規定によれば、認定の取消しをしたときは、遅滞なく、所定の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により所定の事項の提供をすることとされていることから、当審査会事務局職員に諮問庁をして特定法人に対し、認定事業者の認定を受けていた特定事業者の当該認定の取消しに係る公表方法等について確認させたところ、諮問庁は、特定事業者の当該認定の取消しに関する事項については、特定法人の事務所において公衆の閲覧に供し、また、特定法人のウェブサイトに掲載することにより、同号ホ(3)の規定に基づき、認定の取消しをする日から1年を経過する日までの間、情報提供を行っていた旨説明する。そこで、当審査会事務局職員をして特定法人のウェブサイトを確認させたところ、特定事業者の当該認定の取消しに関する事項については、既に削除され、掲載されていないことが確認された。

そうすると、文書 8 に係る開示請求が行われた平成 2 9 年 3 月 3 0 日時点では、上記の情報提供が終了してから 2 年以上経過しており、時の経過により、開示請求時においては、本件存否情報 2 は、もはや現に公にされていた情報とは認められない。

エ 以上を踏まえて検討するに、本件存否情報 2 については、上記ウのとおり、もはや現に公にされていた情報とは認められず、本件存否情報 2 を公にした場合、特定法人から認定事業者の認定を受けていた特定事業者の当該認定の取消しに係る具体的な情報の有無が明らかとなることにより、特定事業者の認定事業者としての業務に対して疑いが生じ、特定事業者の生産する有機農産物等が不適切な方法で生産されているのではないかといった憶測を呼び、いわゆる風評被害が発生するなど、特定事業者の社会的信用を低下させ、事業活動に支障を来すなど、特定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお

それがあると認められることから、本件存否情報 2 は、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当する。

- (3) 以上を踏まえると、文書 3 及び文書 8 が存在しているか否かを答えるだけで、法 5 条 2 号イの不開示情報を開示することとなるため、本来、法 8 条の規定により開示請求を拒否して不開示とすべきであったものと認められるが、処分庁は、原処分において、文書 3 及び文書 8 の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて存否応答拒否とする意義はない。

したがって、文書 3 及び文書 8 の一部を不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

#### 4 別紙 1 の 4 に掲げる文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、別紙 1 の 4 に掲げる文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 旧 J A S 法の定めるところにより、登録認定機関が事業者の認定をしたときは、当該登録認定機関は、旧 J A S 法 1 7 条の 5 第 3 項の規定に基づき、旧 J A S 法施行規則 4 7 条に定める事項を記載した認定報告書を、当該事業者を認定したときに一度だけ農林水産大臣に提出することとされている。

イ 特定事業者が登録認定機関である特定法人から認定事業者として認定されたのは平成 1 9 年 4 月 1 日であり、当該認定に係る認定報告書については、同月、特定法人から農林水産大臣に提出されている。

ウ 請求文書 2 は、2 0 1 0 (平成 2 2) 年 1 月 1 日以降の文書に限定されているところ、同日から請求文書 2 に係る開示請求時点までの間に、特定法人から特定事業者に係る当該報告書が農林水産大臣に提出された事実はない。

- (2) 当審査会において、諮問庁から旧 J A S 法及び旧 J A S 法施行規則並びに特定事業者に係る認定報告書の写しの提示を受けて確認したところ、別紙 1 の 4 に掲げる文書を保有していない旨の諮問庁の上記 (1) の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを否定するに足りる事情も認められない。

したがって、農林水産省において別紙 1 の 4 に掲げる文書を保有しているとは認められない。

#### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 6 付言

- (1) 開示請求に対して特定した文書の取扱いについて

ア 当審査会が諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）9条1項の規定に基づき、開示決定等に係る行政文書（以下「インカメラ文書」という。）の提示を求め、これを受けて、諮問庁が当審査会に提示したインカメラ文書に記載されている内容について、当審査会事務局職員をして、諮問庁が本件各諮問事件の諮問書に添付した開示実施文書に記載されている内容との照合をさせたところ、文書3の開示実施文書（以下「本件開示実施文書」という。）には記載がないにもかかわらず、文書3のインカメラ文書（以下「本件インカメラ文書」という。）には記載がされている部分が認められた。

イ この点について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

（ア）処分庁が原処分を行うに当たって、本件対象文書の開示・不開示の判断をする際に利用することを目的として本件各開示請求時点で特定した本件対象文書の複写を作成し保有していたものであるが、本件インカメラ文書の作成に際しても当該複写を利用したものである。

（イ）当時の農林水産省の担当者（以下「農林水産省担当者」という。）に確認したところ、文書3は消費安全技術センター理事長から農林水産省食料産業局食品製造課長宛ての文書であるが、農林水産省担当者が同文書の内容について消費安全技術センターの担当者に問合せをするためのメモ書きとして、文書3の原本に温度変化により色が変わるインクを使用した筆記具により記載したのであり、本来、当該問合せ終了後に消去されるべき記載であったにもかかわらず、消去されないまま保存されており、文書3の特定後、原処分1を行うまでの間に農林水産省担当者が文書3の原本から消去したとのことであった。

ウ 当審査会において、本件開示実施文書には記載がないにもかかわらず、本件インカメラ文書には記載がされている部分（文書3の原本から農林水産省担当者が消去した部分）の内容を確認したところ、その記載内容からすると、農林水産省担当者が消費安全技術センターの担当者に問合せをするためのメモ書きであったとする上記イの諮問庁の説明を否定することまではできない。

しかしながら、開示請求に対する文書の特定は、開示請求時点で保存されている文書を特定するのだから、特定した文書に記載されている情報がメモ書きであったとしても、処分庁は開示請求時点において特定した文書により開示・不開示を判断すべきであり、今般、文書3の特定後、原処分1を行うまでの間に農林水産省担当者が文

書3の原本に記載されていたメモ書きを消去したことは、文書の取扱いに関して注意を怠っていたといわざるを得ない。

エ したがって、原処分1は、法3条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

#### (2) 原処分2の開示の実施について

原処分2の開示の実施について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、処分庁において、原処分2の開示の実施を行った後、開示請求者（審査請求人）とのやり取りを重ねる中で、文書7のうち、24消安第2462号の一部の文書につき、これを開示する決定を行ったにもかかわらず、開示実施に当たり、開示請求者から写しの交付を求められた際、当該文書の写しを交付していないことが明らかとなったことから、開示請求者に対し、改めて当該文書の写しの交付をする用意がある旨を連絡したが、当該文書の写しの交付の求めはなかったとのことであった。

処分庁においては、今後、開示の実施を行う際は、開示の実施前に改めて特定した文書の内容を確認するなど、より適切な対応が望まれる。

#### (3) 諮問後の対応について

本件各諮問事件については、諮問庁から各理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって確認が必要であった事実関係等に係る追加的な説明を多数回にわたり求めたところ、個々の部分における不開示理由の主張に不整合等が見られるなど、的確な説明が行われず、当審査会の審議に多大な支障を生じさせる状況が見られた。

諮問庁においては、今後、当審査会に諮問した事件につき、当審査会における迅速かつ的確な調査審議及び判断ができるよう、適切な対応が強く望まれる。

#### 7 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とし、別紙1の4に掲げる文書を保有していないとして不開示とした各決定について、諮問庁が本件対象文書の一部を同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当することからなお不開示とすべきとしていることについては、文書3及び文書8の一部を不開示としたことは結論において妥当であり、別紙1の4に掲げる文書を保有していないとして不開示としたことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分のうち、別紙4に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙4に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

## 別紙 1

### 1 本件請求文書

請求文書1 2010年1月1日以降,有機登録認定機関である特定法人に関する独立行政法人農林水産消費安全センターによる調査,是正に関する報告や関連する文書などの資料

請求文書2 2010年1月1日以降,有機登録認定機関である特定法人からの報告などの文書・資料

### 2 請求文書2の開示請求に関して,農林水産省の担当者が開示請求者に対し,文書の特定のため電話で確認した当該開示請求に係る請求文書の内容

登録認定機関の①登録・更新申請書,②添付書類の変更届出書,③業務規程の変更届出書,④事業所の変更届,⑤特定事業者に関する認定報告書及び認定取消報告書

### 3 本件対象文書

文書1 「登録認定機関の定期的調査の結果について」(23消安第5362号,24消安第6342号,25消安第5279号,26消安第3709号,28食産第5950号)

文書2 「調査報告書」(25消安第5918号)

文書3 「登録認定機関の臨時事業所調査の結果について」(28食産第5967号)

文書4 「登録認定機関登録の更新申請書」(25消安第2951号)

文書5 「登録認定機関の登録の更新申請書の添付書類の記載事項の変更届出書」(23消安第2417号,23消安第2418号,23消安第2681号,23消安第3971号,23消安第6015号,24消安第586号,24消安第3670号,24消安第5423号,24消安第5884号,24消安第5885号,25消安第1084号,26消安第554号,26消安第2407号,26消安第4859号,26消安第6211号,27消安第2410号,27消安第2941号,27食産第3574号,27食産第4485号,27食産第5290号,28食産第356号,28食産第357号,28食産第1726号,28食産第3924号)

文書6 「登録認定機関の事業所の変更届出書」(26消安第5884号)

文書7 「登録認定機関の業務規程変更届出書」(24消安第587号,24消安第2462号,25消安第6031号,26消安第935号,26消安第4715号,26消安第5883号,27消安第2136号,27食産第5054号,28食産第3925号)

文書8 「認定の取消し報告書」(26消安第558号)

#### 4 認定報告書

別紙 2 (本件不開示維持部分)

番号	文書名	不開示維持部分	不開示理由	不開示条項 (法 5 条)
1	文書 1	2 ページ目, 10 ページ目, 21 ページ目, 31 ページ目及び 41 ページ目の「対応者役職氏名」欄の記載内容 (別紙 3 の番号 1 及び 2 に掲げる部分を除く。)	1 (1) ア (ア) A 2 (1) ア (イ) A	1 号及び 2 号イ
2		2 ページ目, 10 ページ目, 21 ページ目, 31 ページ目及び 41 ページ目の「調査員 (センター)」欄の氏名	1 (1) ア (ア) A 2 (1) ア (イ) B	1 号及び 6 号柱書き
3		2 ページ目ないし 8 ページ目, 10 ページ目ないし 19 ページ目, 21 ページ目ないし 29 ページ目, 31 ページ目ないし 39 ページ目及び 41 ページ目ないし 50 ページ目の「調査事項」欄の記載内容の一部及びそれに対する「適・不適」欄の記載内容並びに「是正事項 (要求内容・処置内容・判断)」欄の記載内容及びそれに対する「適・不適」欄の記載内容	1 (1) ア (ア) B	2 号イ及び 6 号イ
4		8 ページ目, 19 ページ目, 29 ページ目, 39 ページ目及び 50 ページ目の「サンプリング状況」欄の記載内容の一部	2 (1) ア (ウ)	同上
5		8 ページ目, 19 ページ目, 29 ページ目, 39 ページ目及び 50 ページ目の「調査チーム所見」欄の記載内容	1 (1) ア (ア) B	同上
6		文書 2	2 ページ目の「対応者役職氏名」欄の記載内容	1 (1) ア (イ) A

7		2 ページ目の「調査員（センター）」欄の氏名	1 (1) ア (イ) A 2 (1) イ	1 号及び 6 号柱書き
8		2 ページ目ないし 6 ページ目の「調査事項及び申請概要」欄の記載内容の一部及びそれに対する「適・不適」欄の記載内容並びに「是正事項（要求内容・処置内容・判断）」欄の記載内容及びそれに対する「適・不適」欄の記載内容	1 (1) ア (イ) B	2 号イ及び 6 号イ
9		6 ページ目の「調査チーム所見」欄の記載内容	同上	同上
10		7 ページ目の「氏名」欄の氏名	1 (1) ア (イ) C	1 号
11	文書 4	1 ページ目の特定法人の印影	1 (1) イ (ア)	2 号イ
12		15 ページ目ないし 17 ページ目の「氏名」欄の氏名	1 (1) イ (イ)	1 号
13		15 ページ目及び 16 ページ目の「略歴」欄の記載内容並びに 17 ページ目の「略歴」欄の記載内容の一部	同上	同上
14		18 ページ目ないし 20 ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
15		18 ページ目及び 19 ページ目の「略歴」欄の記載内容の一部並びに 20 ページ目の「略歴」欄の記載内容	同上	同上
16		21 ページ目, 22 ページ目, 24 ページ目及び 25 ページ目の審査員の氏名又は氏	同上	同上
17		21 ページ目及び 24 ページ目の「備考」欄の記載内容の一部	同上	同上
18		90 ページ目の受付担当者及び審査員の氏名	1 (1) イ (イ)	同上

			2 (2) ア (イ) A	
19		109ページ目及び110ページ目の「略歴」欄の記載内容	1 (1) イ (イ) 2 (2) ア (イ) B	同上
20	文書5	1ページ目, 3ページ目, 8ページ目, 24ページ目, 28ページ目, 30ページ目, 33ページ目, 37ページ目, 42ページ目, 45ページ目, 47ページ目, 58ページ目, 62ページ目, 66ページ目, 72ページ目, 80ページ目, 88ページ目, 92ページ目, 96ページ目, 104ページ目, 108ページ目, 115ページ目, 118ページ目及び122ページ目の特定法人の印影	1 (1) イ (ア)	2号イ
21		1ページ目及び2ページ目の「氏名」欄の氏名	1 (1) イ (イ)	1号
22		2ページ目の「略歴」欄の記載内容	同上	同上
23		5ページ目, 7ページ目, 14ページ目, 16ページ目, 20ページ目, 23ページ目, 26ページ目及び32ページ目の個人の印影	同上	同上
24		5ページ目ないし7ページ目の履歴書の「氏名(ふりがな)」欄の直下の1行目以降全て	同上	同上
25		8ページ目の本文の審査員, 判定員及び学識経験者等の氏名	同上	同上
26		8ページ目ないし11ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
27		9ページ目ないし11ページ目の「略歴・研修履歴」欄に記載	1 (1) イ (イ)	同上

		された住所	2 (2) イ (ウ) A	
28		13 ページ目の履歴書の「氏名 (ふりがな)」、「生年月 日」、「住所」、「電話」、 「FAX」、「携帯電話」、 「メール」、「学歴、指導・検 査・試験研究の実務経験歴」及 び「職歴(農業歴、飲食料品の 製造・加工歴含む)」の各欄の 記載内容	1 (1) イ (イ)	同上
29		14 ページ目の履歴書の「氏名 (ふりがな)」、「生年月 日」、「現住所(ふりが な)」、「電話」、「FAX」、 「学歴」及び「指導・検 査・試験研究の実務経験歴」の 各欄の記載内容並びに15 ペ ージ目の「農業歴又は飲食料品の 製造・加工歴」及び「本人希望 記入欄」の各欄の記載内容	同上	同上
30		16 ページ目の履歴書の「氏名 (ふりがな)」、「生年月 日」、「現住所(ふりがな・ 〒)」、「電話」、「学歴」及 び「指導・検査・試験研究の実 務経験歴」の各欄の記載内容並 びに17 ページ目の「農業歴又 は飲食料品の製造・加工歴」欄 の記載内容	同上	同上
31		18 ページ目の履歴書の「氏名 (ふりがな)」、「生年月 日」、「現住所(ふりが な)」、「電話」、「FAX」、 「電話」、「学歴」及び 「指導・検査・試験研究の実務 経験歴」の各欄の記載内容並び	同上	同上

		に19ページ目の「農業歴又は飲食料品の製造・加工歴」欄の記載内容		
32		20ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」、「生年月日」、「現住所（ふりがな・〒）」、「電話」、「FAX」、「学歴」及び「指導・検査・試験研究の実務経験歴」の各欄の記載内容並びに21ページ目の「農業歴又は飲食料品の製造・加工歴」欄の記載内容	同上	同上
33		22ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」、「生年月日」、「住所」、「電話」、「FAX」、「携帯電話」、「メール」、「学歴、指導・検査・試験研究の実務経験歴」、「職歴（農業歴、飲食料品の製造・加工歴含む）」及び「本人希望記入欄」の各欄の記載内容	同上	同上
34		23ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」、「生年月日」、「現住所（ふりがな）」、「電話」、「FAX」、「携帯電話」、「メール」、「学歴、指導・検査・試験研究の実務経験歴」及び「農業歴又は飲食料品の製造・加工歴」の各欄の記載内容	同上	同上
35		24ページ目の本文の審査員の氏名	同上	同上
36		24ページ目及び25ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
37		26ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」、「生年月日」、「現住所（ふりが	同上	同上

		な)」、「電話」、「FAX」、「電話」、「学歴」及び「指導・検査・試験研究の実務経験歴」の各欄の記載内容並びに27ページ目の「農業歴又は飲食料品の製造・加工歴」及び「本人希望記入欄」の各欄の記載内容		
38		28ページ目の本文の審査員及び学識経験者等の氏名	同上	同上
39		28ページ目及び29ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
40		32ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」欄の直下の1行目以降全て	同上	同上
41		33ページ目の本文及び35ページ目の審査員の氏名	同上	同上
42		33ページ目及び34ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
43		36ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」、「生年月日」、「住所」、「電話」、「FAX」、「携帯電話」、「メール」、「学歴、指導・検査・試験研究の実務経験歴」、「職歴（農業歴、飲食料品の製造・加工歴含む）」及び「本人希望記入欄」の各欄の記載内容	同上	同上
44		37ページ目の本文の審査員の氏名	同上	同上
45		37ページ目及び38ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
46		39ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」、「生年月日」、「現住所（ふりがな）」、「電話」、「FAX」、「電話」、「学歴」及び	同上	同上

		「指導・検査・試験研究の実務経験歴」の各欄の記載内容並びに40ページ目の「農業歴又は飲食料品の製造・加工歴」欄の記載内容		
47		41ページ目の審査員の氏名	同上	同上
48		42ページ目の本文の判定員，学識経験者等及び事務局員等の職員の氏名	同上	同上
49		42ページ目ないし44ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
50		44ページ目の「略歴」欄の記載内容の一部	同上	同上
51		45ページ目の本文の事務局員等の職員の氏名	同上	同上
52		45ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
53		48ページ目の本文の審査員の氏名	同上	同上
54		48ページ目の33行目及び34行目並びに49ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
55		51ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」欄の直下の1行目以降全て（番号56の部分を除く。）	同上	同上
56		51ページ目の履歴書の最終行目に記載されたFAX送信者の氏名及びFAX番号	1（1）イ（イ） 2（2）イ（ウ）A	同上
57		52ページ目ないし54ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」欄の直下の1行目以降全て	1（1）イ（イ）	同上
58		55ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」，「生年月日」，「現住所（ふりがな・	同上	同上

		「電話」及び「学歴・職歴」の各欄の記載内容		
59		57ページ目の審査員の氏名	同上	同上
60		58ページ目の本文の審査員、判定員、学識経験者等及び事務局員等の職員の氏名	同上	同上
61		58ページ目の本文の法律顧問の氏名	2(2)イ(イ)	2号イ
62		58ページ目ないし61ページ目の「氏名」欄の氏名	1(1)イ(イ)	1号
63		61ページ目の「略歴」欄の記載内容の一部	同上	同上
64		62ページ目の本文の判定員の氏名	同上	同上
65		62ページ目ないし69ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
66		63ページ目ないし65ページ目及び68ページ目の「略歴」欄の記載内容の一部	同上	同上
67		66ページ目の本文の審査員及び判定員の氏名	同上	同上
68		70ページ目の審査員の氏名及び71ページ目の審査員の氏	同上	同上
69		72ページ目の本文の審査員及び事務局員の氏名	同上	同上
70		72ページ目ないし75ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
71		74ページ目及び75ページ目の「略歴」欄の記載内容の一部	同上	同上
72		76ページ目及び77ページ目の審査員の氏名	同上	同上
73		78ページ目及び79ページ目の事務局員の氏名	同上	同上
74		79ページ目の確認者の氏名	1(1)イ(イ) 2(2)イ(ウ) B	同上

75	82 ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」、「生年月日」、「住所（〒）」、「電話」、「FAX」、「携帯電話」、「メール」、「学歴、指導・検査・試験研究の実務経歴」及び「職歴（農業歴、飲食料品の製造・加工歴含む）」の各欄の記載内容	1 (1) イ (イ)	同上
76	83 ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」、「生年月日」、「住所（〒）」、「電話」、「FAX」、「携帯電話」、「メール」、「学歴、指導・検査・試験研究の実務経歴」、「職歴（農業歴、飲食料品の製造・加工歴含む）」及び「本人希望記入欄」の各欄の記載内容	同上	同上
77	84 ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」、「生年月日」、「住所（〒）」、「携帯電話」、「メール」、「学歴、指導・検査・試験研究の実務経歴」、「職歴（農業歴、飲食料品の製造・加工歴含む）」及び「本人希望記入欄」の各欄の記載内容	同上	同上
78	85 ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」、「生年月日」、「住所（〒）」、「電話」、「FAX」、「携帯電話」、「メール」、「学歴、指導・検査・試験研究の実務経歴」、「職歴（農業歴、飲食料品の製造・加工歴含む）」及び「本人希望記入欄」の各欄の記	同上	同上

		載内容		
79		86ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」、「生年月日」、「住所（〒）」、「電話」、「FAX」、「携帯電話」、「学歴、指導・検査・試験研究の実務経験歴」及び「職歴（農業歴、飲食料品の製造・加工歴含む）」の各欄の記載内容	同上	同上
80		87ページ目の履歴書の「氏名（ふりがな）」、「生年月日」、「住所（〒）」、「電話」、「FAX」、「携帯電話」、「メール」、「学歴、指導・検査・試験研究の実務経験歴」及び「職歴（農業歴、飲食料品の製造・加工歴含む）」の各欄の記載内容	同上	同上
81		88ページ目ないし95ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
82		91ページ目及び94ページ目の「略歴」欄の記載内容の一部	同上	同上
83		96ページ目の本文の判定員、学識経験者等及び事務局員の氏名	同上	同上
84		96ページ目ないし99ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
85		100ページ目の判定員及び審査員の氏名	同上	同上
86		100ページ目の「備考」欄の記載内容	同上	同上
87		101ページ目の判定員の氏	同上	同上
88		102ページ目の判定員及び審査員の氏名	同上	同上
89		102ページ目の「備考」欄の記載内容	同上	同上

9 0	1 0 3 ページ目の判定員の氏	同上	同上
9 1	1 0 4 ページ目の本文の審査員の氏名	同上	同上
9 2	1 0 4 ページ目ないし1 0 7 ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
9 3	1 0 8 ページ目の本文の事務局員の氏名	同上	同上
9 4	1 0 8 ページ目ないし1 1 1 ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
9 5	1 1 1 ページ目の「略歴」欄の記載内容の一部	同上	同上
9 6	1 1 2 ページ目及び1 1 3 ページ目の事務局員の氏名	同上	同上
9 7	1 1 3 ページ目の確認者の氏名	1 (1) イ (イ) 2 (2) イ (ウ) B	同上
9 8	1 1 7 ページ目の履歴書の「氏名(ふりがな)」、「生年月日」、「住所」、「電話」、「F A X」、「携帯電話」、「学歴、指導・検査・試験研究の実務経験歴」及び「職歴(農業歴、飲食料品の製造・加工歴含む)」の各欄の記載内容	1 (1) イ (イ)	同上
9 9	1 2 0 ページ目の履歴書の「氏名(ふりがな)」、「生年月日」、「住所(〒)」、「電話」、「F A X」、「携帯電話」、「メール」、「学歴、指導・検査・試験研究の実務経験歴」及び「職歴(農業歴、飲食料品の製造・加工歴含む)」の各欄の記載内容並びに「免許・資格」欄に記載された登録番号	同上	同上
1 0 0	1 2 1 ページ目の履歴書の「氏名(ふりがな)」、「生年月	同上	同上

		日」, 「住所(〒)」, 「携帯電話」, 「メール」, 「学歴, 指導・検査・試験研究の実務経歴」及び「職歴(農業歴, 飲食料品の製造・加工歴含む)」の各欄の記載内容		
101		122ページ目の本文の審査員及び学識経験者等の氏名	同上	同上
102		122ページ目ないし125ページ目の「氏名」欄の氏名	同上	同上
103	文書6	1ページ目の特定法人の印影	1(1)イ(ア)	2号イ
104	文書7	1ページ目, 19ページ目, 68ページ目, 121ページ目, 140ページ目, 149ページ目, 170ページ目, 172ページ目及び282ページ目の特定法人の印影	同上	同上

(注1) 上表は, 「第3 諮問庁の説明の要旨」の「1 理由説明書」に掲げる不開示理由の説明及び「2 補充理由説明書」に掲げる不開示理由の補充説明並びに開示実施文書及び諮問庁が当審査会に提示した開示決定等に係る行政文書の記載内容に基づき, 当審査会事務局職員をして作成した。

(注2) 本件対象文書にはページ番号は付されていないが, 上表においては, 各文書の1枚目から順にページ番号を付した(白紙のページを除く。)ものを「ページ」として記載している。

(注3) 本件対象文書の行数については, 枠線は数えず, 空白の行を数えない。

(注4) 上表の「不開示理由」欄の番号等は, 「第3 諮問庁の説明の要旨」における段落番号を示している。

別紙 3（諮問庁が開示することが相当とする部分）

番号	文書名	ページ	開示することが相当とする部分
1	文書 1	3 1	「対応者役職氏名」欄の 1 行目最終文字目， 2 行目最終文字目及び 4 行目
2		4 1	「対応者役職氏名」欄の 1 行目最終文字目， 3 行目最終文字目， 6 行目 7 文字目ないし 9 文字目， 7 行目 1 文字目及び 2 文字目並びに 8 行目
3	文書 4	2 1	「記録」欄の事業者名の不開示部分
4	文書 5	5 7 及び 7 0	「記録」欄の事業者名の不開示部分
5		8 0	理事の氏名
6		8 1	理事及び監事の氏名
7		1 0 0	「記録」欄の事業者名の不開示部分
8			議事録作成の不開示部分
9		1 0 2	「記録」欄の事業者名の不開示部分
1 0		1 1 5	理事の氏名
1 1		1 1 6	理事及び監事の氏名
1 2		1 1 8	理事の氏名
1 3		1 1 9	理事及び監事の氏名

（注）本件対象文書にはページ番号は付されていないが，上表においては，各文書の 1 枚目から順にページ番号を付した（白紙のページを除く。）ものを「ページ」として記載している。

別紙 4（開示すべき部分）

番号	文書名	ページ	開示すべき部分
1	文書 1	2 及び 1 0	「対応者役職氏名」欄の 1 行目
2		2 1	「対応者役職氏名」欄の 1 行目及び 2 行目
3		3 1	「対応者役職氏名」欄の 1 行目及び 2 行目の不開示部分
4		4 1	「対応者役職氏名」欄の 1 行目ないし 3 行目の不開示部分

（注）本件対象文書にはページ番号は付されていないが、上表においては、文書の 1 枚目から順にページ番号を付した（白紙のページを除く。）ものを「ページ」として記載している。